

# 相模原市の集団資源回収の手引き

## 制度と申請手続きについて



分別戦隊シゲンジャー銀河©相模原市

令和3年1月変更点  
・申請書一式

令和3年1月発行

# 目 次

- 1 . 集団資源回収の制度について . . . . . 1 ページ
- 2 . 集団資源回収事業の流れ . . . . . 2 ページ
- 3 . 実施団体登録の申請について . . . . . 4 ページ

- Q 1 どのような団体が登録できますか？
- Q 2 団体の代表者が変更になりました。手続きは？
- Q 3 資源回収の業者はどこに頼んだらよいのでしょうか？
- Q 4 資源回収を実施する前にどんな準備が必要でしょうか？

- 4 . 奨励金交付の申請について . . . . . 6 ページ

- Q 5 奨励金交付の対象となる品目は？
- Q 6 奨励金額の算出方法は？
- Q 7 回収の実施から奨励金の交付申請までの手順は？
- Q 8 奨励金の交付時期と方法は？

- ( 記入例 1 ) 集団資源回収実施団体登録申請書
- ( 記入例 2 ) 相模原市集団資源回収実施方法等届出書
- ( 記入例 3 ) 支払金口座振替依頼書 ( 新規 )
- ( 記入例 4 ) 集団資源回収実施団体登録変更・廃止届
- ( 記入例 5 ) 支払金口座振替依頼書 ( 変更 )
- ( 記入例 6 ) 集団資源回収実績報告書兼奨励金交付申請書

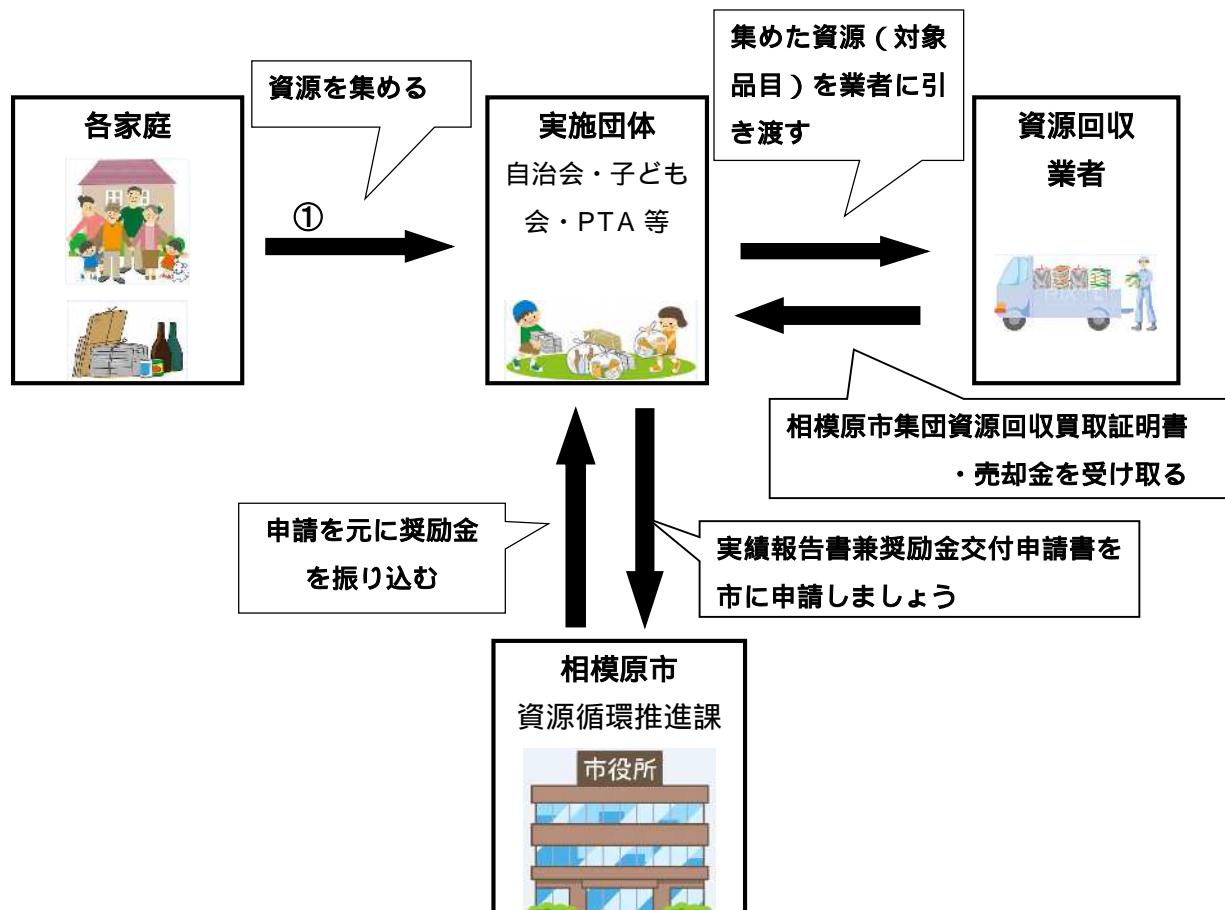
資源買取証明書と奨励金額の算出例

## 1. 集団資源回収の制度について

集団資源回収事業とは、子ども会・自治会などの地域の団体が自主的に地域内で資源を回収する活動に対して、奨励金を交付することでその活動を支援する事業です。

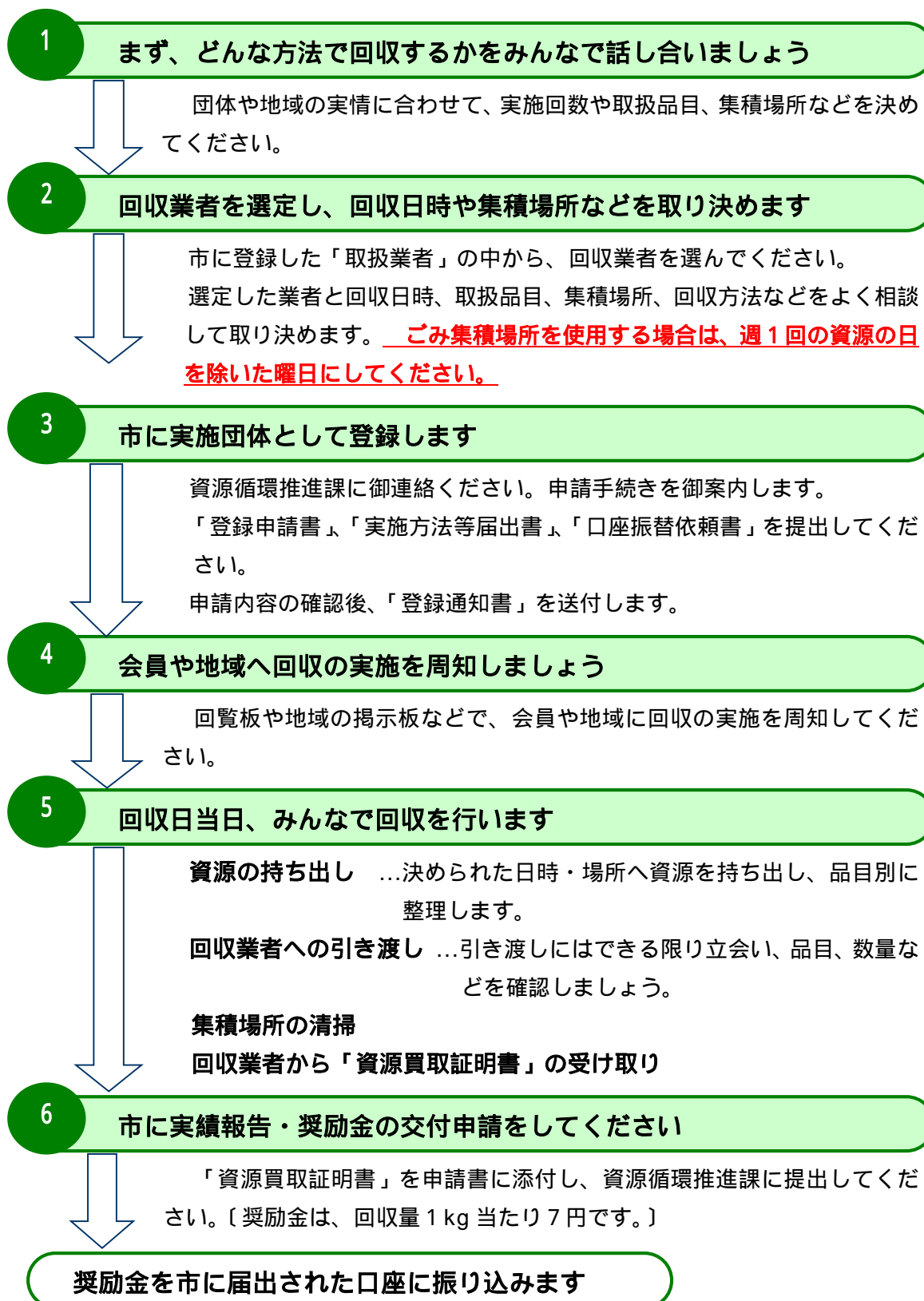
(1) 対象品目		<ul style="list-style-type: none"> <li>・びん類(ビールびん、一升びん等のリターナブルびんに限る)</li> <li>・かん・金物類</li> <li>・紙類(新聞、雑誌、段ボール、紙パックに限る)</li> <li>・布類</li> </ul>
(2) 実施団体	登録	2年更新の登録制となっています
	奨励金	7円/kg(対象品目のみ) 6ページ参照
(3) 取扱業者の登録		2年更新の登録制となっています
(4) 集団資源回収のメリット		<ul style="list-style-type: none"> <li>● ごみの減量化、資源化につながります。</li> <li>● 奨励金を団体の活動資金として活用できます。</li> <li>● 地域のコミュニティづくりに役立ちます。</li> <li>● 環境教育、学習の場となります。</li> </ul>

### 集団資源回収のイメージ

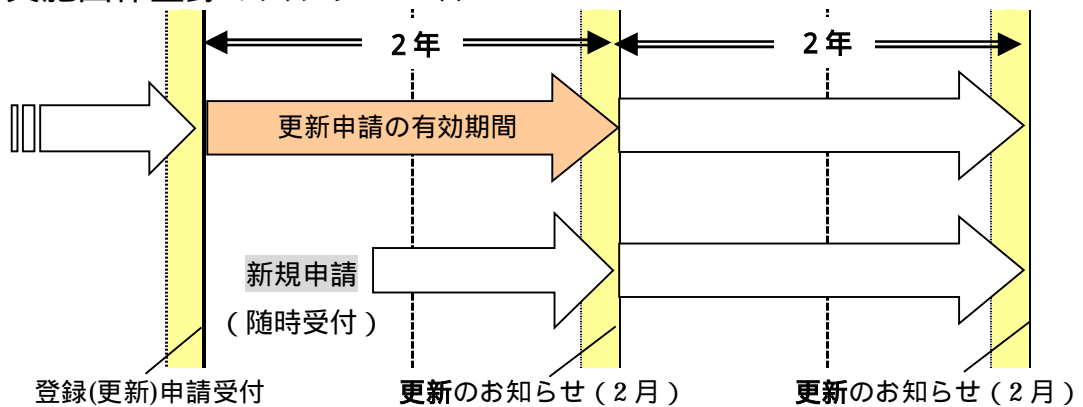


## 2. 集団資源回収事業の流れ

集団資源回収を実施するに当たっての手順は次のとおりです。



## 実施団体登録のスケジュール



### 登録(更新)申請に当たっての提出書類

- ・ 集団資源回収実施団体登録申請書(第1号様式)
- ・ 相模原市集団資源回収実施方法等届出書
- ・ 支払金口座振替依頼書
- ・ 振込先口座の口座名義人、口座番号が記載された通帳等の写し

2年ごとにある一斉登録更新の時期に、事前に市から実施団体にお知らせを送付します。

## 奨励金交付手続き年間スケジュール

	月	奨励金の申請、交付時期等
第1期	4月	
	5月	
	6月	
第2期	7月	第1期(4~6月分)奨励金交付申請書提出期限(7月10日)
	8月	第1期:奨励金振込(下旬)
	9月	
第3期	10月	第2期(7~9月分)奨励金交付申請書提出期限(10月10日)
	11月	第2期:奨励金振込(下旬)
	12月	
第4期	1月	第3期(10~12月分)奨励金交付申請書提出期限(1月10日)
	2月	第3期:奨励金振込(下旬)
	3月	第4期(1~3月分)奨励金交付申請書提出期限(3月31日)

\* 第4期:奨励金振込(5月下旬)

第4期(1月~3月分)の奨励金交付申請書提出期限は他の期間に比べ早くなっていますので、御注意ください。

### 3. 実施団体登録の申請について

#### Q1 どのような団体が登録できますか？

ごみの減量化及び資源の有効利用を図るため、地域において市民が集団で行う資源の回収事業を定期的実施する、又は実施しようとする自治会、子ども会・育成会、PTA関係団体、老人クラブ、管理組合等の団体です。

#### 実施団体登録の手続き

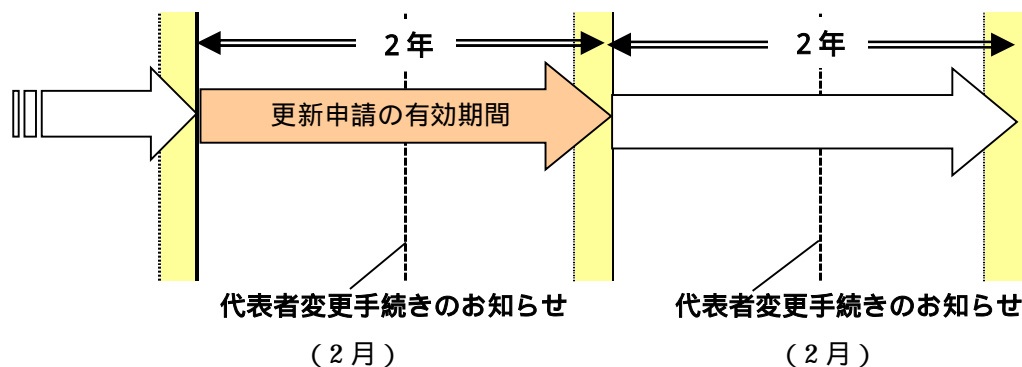
手続きの流れは、P2を御覧ください。

申請書は、資源循環推進課へ直接お持ちいただくか、郵送で御提出ください。お近くのまちづくりセンターの窓口でもお預かりしています。この場合、「資源循環推進課宛」と記入した封筒に申請書を入れ、封をとじた状態で提出してください。なお、まちづくりセンターでは内容の確認は出来ませんので、後日、担当から連絡する場合があります。

#### Q2 団体の代表者が変更になりました。手続きは？

実施団体の代表者、担当者又は奨励金の振込先口座に変更があったときは、実施団体登録変更届と口座振替依頼書を資源循環推進課へ提出してください。（記入例4・5を御覧ください。）

例年、1年で代表者が変更となる団体が多いため、登録更新が不要な年には代表者の変更がある場合は手続きが必要である旨のお知らせを送付します。



#### 口座振替依頼書について

口座振替依頼書に記入された依頼者、口座名義、口座番号などに間違いがあると、奨励金の振り込みができません。

間違いのないことを確認するため、金融機関名、支店名、口座名義、口座番号が記載された通帳等の写しを添付していただくようお願いします。

### Q 3 資源回収の業者はどこに頼んだらよいのでしょうか？

市に登録した「取扱業者」の中から選んでください。「取扱業者」は、市のホームページに名簿が掲載されています。

取扱品目や回収方法など、業者によって異なります。御確認のうえ、依頼してください。

#### 取扱業者に関する問い合わせ

集団資源回収の取扱業者も2年更新の登録制となっています。

取扱業者の登録関係については、資源循環推進課で担当していますので、御不明な点などがありましたらお問い合わせください。

### Q 4 資源回収を実施する前にどんな準備が必要でしょうか？

回収業者（取扱業者）と取扱品目、回収日時、集積場所などを打ち合わせてください。（市が行う「資源の日」と会員等が混同することがないようにしてください。）

また、事前に、回覧板や地域の掲示板などで、会員や地域に回収の実施を周知してください。

#### 持ち去り行為の禁止

市の行政回収日に、ごみ・資源集積場所から資源を市が委託した業者以外が収集し、運搬することは、「相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例」に基づき禁止されております。禁止命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処せられることがありますので、回収日時、集積場所についてはご注意ください。

ごみ・資源集積場所を使用する場合は、必ず週1回の行政回収（資源の日）以外の日を設定してください。  
また、他の集積場所から資源を持ち去ることは禁止されているので御注意ください。



お問い合わせ先：相模原市役所 資源循環推進課 042(769)8245







## 4. 奨励金交付の申請について

### Q5 奨励金交付の対象となる品目は？

- 奨励金の交付の対象となる品目は、
- (1) びん類（ビールびん・一升びんなどのリターナブルびんに限る）
  - (2) かん・金物類
  - (3) 紙類（新聞、雑誌、段ボール、紙パックに限る）
  - (4) 布類
- ただし、家庭から排出したものに限り、事業所などの活動に伴うものを除きます。
- 奨励金は、実施団体が対象品目を自ら回収し、市に登録した取扱業者に引き渡した場合に交付します。

#### 対象品目と上手な出し方の例

	対象品目	上手な出し方
びん類	<p>...リターナブルびん(ビールびん・一升びんなど)</p> <p>×(取扱い不可) ...化粧品びん、農薬びん、ガラス食器類、せとものなど</p> <p>調味料びんなどの雑びんは、取扱いはできますが、奨励金の対象にはなりません。</p>	<p>フタをはずし、中をよく水洗いする。</p> <p>集積場所では種類ごとに置く。</p> 
かん・金物類	<p>...アルミかん・スチールかん、なべ・やかん・ポウルなどの家庭金物類</p> <p>×(取扱い不可) ...電気製品(テレビ、掃除機、ドライヤーなど)、鉄くずなど</p>	<p>空きかんは中を洗い、できるだけつぶし、袋に入れる。</p> <p>アルミかんとスチールかんは袋を分ける。</p> 
紙類	<p>...新聞、雑誌、段ボール、紙パック</p> <p>×(取扱い不可) ...カーボン紙、ビニール加工紙、油紙、感熱紙など</p> <p>菓子箱などの紙製容器包装は、取扱いはできますが、奨励金の対象にはなりません。</p>	<p>種類別に大きさをそろえてひもでしばる。</p> <p>紙パックはよく洗い、開いて乾かす。</p> <p>(ビニールやプラスチック、クリップ類は取り除いてください。)</p> 
布類	<p>...古着(下着、くつ下、セーターなどを含む)、タオル、シーツ、毛布、カーテン</p> <p>×(取扱い不可) ...ふとん、じゅうたん、カーペットなど</p> <p>革製品、制服、汚れのひどい古着などは取扱いできません。</p>	<p>たたんで、袋に入れる。</p> <p>ボタンやチャックは取らない。</p> <p>(ぬれるとリサイクルできなくなるので、雨の日には出さないでください。)</p> 

実際の取扱品目は、回収業者によって異なりますので、事前によく業者と相談してください。



Q 6 奨励金額の算出方法は？

奨励金は、対象品目ごとの回収量（1kg未滿は切り捨て）に、キログラム当たり7円の単価を掛け合わせた額となります。

びん類については、ビールびん・一升びんの別に本数を集計し、それぞれの基準重量でキログラムに換算していただく必要がありますので、御注意ください。

\* 奨励金額の算出例は14ページを御覧ください。

Q 7 回収の実施から奨励金の交付申請までの手順は？

回収の実施から奨励金の交付申請までの手順は、次のとおりです。

回収の実施から奨励金の交付まで

資源の持ち出し

...決められた日時・場所へ資源を持ち出し、品目別に整理します。

回収業者への引き渡し

...引き渡しにはできる限り立会うようにしましょう。  
品目、数量などをお互いに確認しあうことも大切です。

集積場所の清掃

...次回も気持ちよく利用できるよう、きれいに後片付けしましょう。

買取証明書の受け取り

...取扱業者から「資源買取証明書」を受け取り、品目、数量などをよく確認してください。

\* 「資源買取証明書」は14ページをご覧ください。

奨励金交付申請書の提出

...「実績報告書兼奨励金交付申請書」に、「資源回収買取証明書（市提出用）」を添付して資源循環推進課に提出してください。（記入例6を御覧ください。）

お近くのまちづくりセンターの窓口へ提出もできます。この場合、「資源循環推進課宛」と記入した封筒に申請書を入れ、封をとじた状態で提出してください。郵送していただくこともできます。

奨励金の交付

...奨励金をあらかじめ指定された口座に振り込みます。

Q 8 奨励金の交付時期は？

奨励金の交付方法

奨励金は3か月分をまとめて年4回、あらかじめ指定された口座へ振り込みます。支払い月は8月、11月、2月、5月です。

申請書提出期限と振込予定時期

区 分	申請書提出期限	振込予定時期
4月～6月実施分	7月10日まで	8月下旬頃
7月～9月実施分	10月10日まで	11月下旬頃
10月～12月実施分	1月10日まで	2月下旬頃
1月～3月実施分	3月31日まで	5月下旬頃

1月～3月分の申請書提出期限は、他の期間に比べ早くなっていますので御注意ください。  
**提出期限を過ぎてしまう可能性がある場合は、必ず事前に資源循環推進課（Tel:042-769-8245）にご連絡ください。**

申請書提出期限は3か月ごとに設けてありますが、提出忘れを防ぐためにも、  
集団資源回収の実施ごとに、速やかに提出をお願いします。





# 記入例 3

用途区分 <input checked="" type="checkbox"/> 債権債務者 <input type="checkbox"/> 甲欄適用者 <input type="checkbox"/> 議員	債権者登録番号	記入不要
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------	------

## 支払金口座振替依頼書 [ 新規・変更・廃止 ]

相模原市会計管理者 あて

該当を○で囲む

相模原市からの支払金は、下記の預金口座へ振込の方法によりお支払いください。  
また、依頼人と口座名義が異なる場合には、下記の口座名義人を代理人とし、下記指定口座への振込みをもって相模原市からの支払金の受領と認めます。  
なお、下記記載事項に変更があった時は、遅滞なく変更依頼書を提出します。

太枠内をすべて(変更・廃止の場合も)記入してください。  
黒または青字で記入してください(鉛筆や消せるボールペンは使用禁止)。  
依頼人の印章は、市への請求書と同一のものを使用してください。  
訂正する場合も同一の印章をご捺印ください(修正テープ、砂消し、消印の使用禁止)。  
登録は常用漢字に置き換えさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

記入日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日		
依 頼 人			
郵便番号	2 5 2 - 0 2 3 9		
住所 (所在地)	相模原市中央区中央 2-11-15		
個人用	フリガナ	印	
	氏名		
法人・事業所・団体用	フリガナ	サガミハラシゲンカインシュウノカイ	
	名称	相模原資源回収の会 (※団体名を記入)	
	役職名	代表	
	代表者氏名	相模 太郎	
電話番号 または FAX	電話	042-754-1111	
	FAX		
支払通知 (ハガキ)	<input type="checkbox"/> 不要		
振 込 先 預 金 口 座			
金融機関 コード	記入不要	支店 コード	記入不要
〇〇〇	銀行 金庫 信用組合 農協	中央	店 支店 支所 出張所
預金の種類	口座番号(右づめ)		
<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段	1 1 2 3 0 9 8		
口座名義は カタカナで 記入して ください。	サガミハラシゲンカインシュウノカイ ダイヒョウ サガミ タロウ		

※ 依頼人の代表者氏名は団体登録の代表者と同じ方の御名前を記入してください。

代表者の押印が必要です。  
※ 団体印は不可

通帳に記載されているとおりに記入してください。  
※ 口座名義は、必ずしも「依頼人」と同一である必要はありません。

※ ご記入いただいた個人情報、また添付書類は相模原市からの支払い以外には使用いたしません。

※ 支払通知(口座振替通知書)は、振込手続日をハガキで通知するものです。

市使用欄

会計課処理	処理済印
確認1	確認2

担当課	所属名	資源循環推進課	
	担当者印	口座確認印	電話(内線)

# 記入例 4

第3号様式（第4条関係）

「変更」「廃止」の該当でない方を消してください。

相模原市集団資源回収実施団体登録変更・~~廃止~~届

〇〇年〇〇月〇〇日

「登録通知書」の登録番号を記入。

相  
鉛筆やフリクションボールペンは使用しないでください。  
修正液・テープは使用せず、二重線を引いた上に印鑑を押してください。

登録番号 中央 第 〇〇 号

団体名 相模原資源回収の会

新代表者氏名 代表 富士見 花子

相模原市集団資源回収事業奨励金交付要綱第4条に基づき、次のとおり集団資源回収実施団体登録の変更・廃止を届出します。

## 1 登録の変更（変更する項目のみ記入してください。）

変更日

変更事項	変更前	変更後
フリガナ		
団体名	変更する項目のみ記入。	
代表者 (書類送付先)	住所	相模原市中央区中央 2 - 1 1 - 1 5 (方書)
	フリガナ	サガミ タロウ
	氏名	代表 相模 太郎
	電話番号	0 4 2 - 7 5 4 - 1 1 1 1
		相模原市中央区富士見 6 - 1 - 2 0 (方書) 富士見ハイツ 2 0 2
		フジミ ハナコ
		代表 富士見 花子
		0 4 2 - 7 6 9 - 8 2 4 5

## 2 登録の廃止

廃止日

廃止の理由	
-------	--

は記入しないでください。



# 記入例 5

用途区分	<input checked="" type="checkbox"/> 債権債務者 <input type="checkbox"/> 甲欄適用者 <input type="checkbox"/> 議員	債権者登録番号	記入不要			
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------	------	--	--	--

## 支払金口座振替依頼書 [ 新規・**変更**・廃止 ]

相模原市会計管理者 あて

該当を○で囲む

相模原市からの支払金は、下記の預金口座へ振込の方法によりお支払いください。  
 また、依頼人と口座名義が異なる場合には、下記の口座名義人を代理人とし、下記指定口座への振込みをもって相模原市からの支払金の受領と認めます。  
 なお、下記記載事項に変更があった時は、遅滞なく変更依頼書を提出します。

太枠内をすべて(変更・廃止の場合も)記入してください。  
 黒または青字で記入してください(鉛筆や消せるボールペンは使用禁止)。  
 依頼人の印字は、市への請求書と同一のものを使用してください。  
 訂正する場合も同一の印字をご捺印ください(修正テープ、砂消し、消印の使用禁止)。  
 登録は常用漢字に置き換えさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

記入日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日					
依頼人						
郵便番号	2	5	2	-	0	2 3 9
住所 (所在地)	相模原市中央区富士見 6-1-20 富士見ハイツ202					
個人用	フリガナ	印				
	氏名					
法人・事業所・団体用	フリガナ	サガミハラシゲンカイシュウノカイ				
	名称	相模原資源回収の会 (※団体名を記入)				
	役職名	代表				
	代表者氏名	富士見 花子				
電話番号 または FAX	電話	042-769-8245				
	FAX					
支払 (い)	□ 不要					

振込先預金口座			
金融機関 コード	記入不要	支店 コード	記入不要
〇〇〇	銀行 金庫 信用組合 農協	中央	店 支店 支所 出張所
預金の種類	口座番号(右づめ)		
<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段	1 1 2 3 0 9 8		
口座名義は カタカナで 記入して ください。	サガミハラシゲンカイシュウノカイ ダイヒョウ フジミ ハナコ		

○預金通帳等の写しの添付にご  
上記振込先預金口座が確認でき  
照合のうえの添付をお願いしま  
す。

代表者の押印が必要です。  
※ 団体印は不可

通帳に記載されて  
いるとおりに記入  
してください。  
※ 口座名義は、必  
ずしも「依頼人」と  
同一である必要は  
ありません。

※ ご記入いただいた個人情報、また添付書類は相模原市  
からの支払い以外には使用いたしません。

※ 支払通知(口座振替通知書)は、振込手続日をハガキで  
通知するものです。

※ 依頼人の代表者氏名は団体登録の代表者  
と同じ方の御名前を記入してください。  
※ 振込先に変更がない場合でも、  
代表者が変更となる場合は、  
支払金口座振替依頼書の提出が必要です。

市使用欄

担 当 課	所属名	資源循環推進課		
	担当者印	口座確認印	電話(内線)	

# 記入例 6

第 8 号様式 (第 1 2 条関係)

## 相模原市集団資源回収実績報告書兼奨励金交付申請書

「登録通知書」の  
登録番号を記入。

〇〇年〇〇月〇〇日

相模原市長 あて

登録番号 中央 第 〇〇 号

団体名 相模原資源回収の会

代表者住所 相模原市 中央区中央 2 - 1 1 - 1 5

代表者氏名 (自筆) 代表 相模 太郎

電話 0 4 2 ( 7 5 4 ) 1 1 1 1

「実施日」には回収を実施  
した日を記入してください。

原市集団資源回収事業奨励金交付要綱第 1 2 条に基づき、次のとおり集団資源  
回収実績を報告し、奨励金の交付を申請します。

実施日	〇〇年〇月〇〇日
回収実績	別添買取証明書のとおり
奨励金交付額	10,626円

第 9 号様式 (第 1 2 条関係) (市提出  
用)

## 相模原市集団資源回収買取証明書

相模原資源回収の会 様 業者名

回収実施日:  
〇〇年 〇 月 〇〇日

印

合計額 ￥ 4,600

品名	買上量(kg)	単価(円)	買上額(円)

14 ページの算出例を参考にしてください。  
不明な場合は、資源循環推進課にお問い合わせ  
してください。

奨励金の計算方法の計算式に回収量やび  
んの本数を記入して、計算をしてくださ  
い。  
ビールびんの端数など、計算誤りに気を  
付けてください。

**資源買取証明書 1 枚につき 1 枚の奨励金交付申請書が  
必要です。**

ただし、**同日**に 2 業者に回収してもらった場合は、  
資源買取証明書を 2 枚 (2 業者分) 貼付してください。  
回収品目が異なっている場合に限りです。

### 奨励金の計算方法

対象品目回収量( 1.480 kg )

+ ビールびん (31 本 × 0.6 kg = 18.6 kg) 18 kg )

+ 一升びん (20 本 × 1 kg = 20 kg)

合 計 1,518 kg...

奨励金 : × 7 円

= 10,626 円  
(奨励金交付額)

ビールびんをkgに換算した際、  
小数点以下は切り捨てとなります。  
(例 : 3 本 × 0.6kg = 1.8kg 1kg)



## 資源買取証明書と奨励金額の算出例

第9号様式(第12条関係)

(市提出用)

第9号様式(第12条関係)

(団体控)

### 相模原市集団資源回収買取証明書

相模原資源回収の会 様 業者名

回収実施日:

年 月 日

(有)中央リサイクル

印

合計額 ￥ 4,600

品名	買上量(kg)	単価(円)	買上額(円)
新聞	1,000	3	3,000
雑誌	300	0	0
ダンボール	100	1	100
紙パック			
布類			
アルミかん	50	30	1,500
スチールかん	30	0	0
金物類			
<b>合計</b>	<b>1,480</b>		
リターナブルびん	ビールびん	31本	0
	一升びん	20本	0
<b>合計</b>			<b>4,600</b>

買取証明書は、「市提出用」「団体控」2部を取扱業者から受け取ります。「市提出用」は交付申請書に添付します。

品目、数量、買上額の確認のほか、団体名、業者名、回収実施日が正確に記入され、業者の押印があるか確認してください。

びん類は、次のとおりキログラムに換算します。  
 ビールびん = 0.6kg  
 一升びん = 1kg  
 (以下はリターナブルびんとして回収した場合のみ)  
 ジュースびん = 0.2kg  
 焼酎びん = 0.5kg

[この買取証明書での奨励金の算出例]

{対象品目(びん類を除く)回収量 + びん類の回収量} × 7円 = 奨励金額

{ 1,480 + 38 } × 7円 = 10,626円

ビールびん 31本 × 0.6kg = 18.6kg 小数点以下は切り捨てとなります。  
 18kg  
 一升びん 20本 × 1kg = 20kg

集団資源回収に関するお問い合わせ先  
相模原市役所 資源循環推進課

電話 : 042-769-8245 (直通)

F A X : 042-769-4445

メール : [shigenjuncan@city.sagamihara.kanagawa.jp](mailto:shigenjuncan@city.sagamihara.kanagawa.jp)

相模原市 集団資源回収

検索



レモンちゃん©相模原市